

# 概念フレームワークと原則主義に基づく 会計基準の関係

中 島 稔 哲

## 要 旨

本稿は、「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準の関係について、金融商品の分類・測定、法人所得税、およびリースに係る会計基準の開発においてみられた事業モデルという考え方の検討を通じて、考察することを目的としたものである。事業モデルという考え方には、これらを接合する機能を果たし得る可能性があるというよりもむしろ、会計上の分類の変更を抑制するものとして導入されたものに過ぎないと言わざるを得ない。このことは、「概念フレームワーク」と会計基準の開発の関係がピース・ミール化しており、ゆえに、会計基準の正当化において、会計基準間の整合性に対して広範な関心が向けられることにもなるという点に敷衍できるであろう。

## I はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) の「財務報告に関する概念フレームワーク」(IASB [2010b]) (以後、「概念フレームワーク」と略称。) は、外部の利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎をなす諸概念をまとめたものである。「概念フレームワーク」の目的の1つは、IASB が将来の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) の開発と現行の IFRS の見直しを行うために役立てることである。IFRS<sup>1)</sup> の横断的な特徴として、原則主義、資産負債アプローチ、公正価値測定などが挙げられる<sup>2)</sup>。このうち、原則主義の要素の1つとして、「概念フレームワーク」との結び付きが挙げられる (Tweedie [2007], p. 7)。

また、しばしば、会計基準の開発では、資産や負債の定義といった補助的な定義や、さまざまな測定の選好 (例えば、公正価値への選好) が指針とされる一方、会計基準の正当化では、目的適合性や忠実な表現といった概念フレームワークにおける質的特性や、会計基準間の整合性 (consistency) に対する広範な関心といった点に言及することによって行われている (AAAFASC [2011], p. 20)。

本稿は、「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準について整理をしたうえで、近年のIFRSの開発にみられた「事業モデル (Business Model)」という考え方の検討を通じて、その関係について考察することを目的とするものである<sup>3)</sup>。

## II 「概念フレームワーク」と原則主義

### 1 「概念フレームワーク」と原則主義の共通項

「概念フレームワーク」は、外部の利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎をなす諸概念について記述しているものである。その目的として7つ挙げられているが、その中の2つは次のとおりである (IASB [2010b], Purpose and status, (a) and (b)<sup>4)</sup>。

- ① IASBが将来のIFRSの開発と現行のIFRSの見直しを行うために役立てること。
- ② IFRSによって認められている代替的な会計処理の数を削減するための基礎を提供することによって、IASBが財務諸表の表示に関する規則、会計基準および手続きの調和を促進するために役立てること。

このように、「概念フレームワーク」の目的として、将来の会計基準の開発の基礎を提供するとともに、現行のIFRSの見直しに際して代替的な会計処理の数を削減するための基礎となる点が挙げられている。

さて、IFRSの横断的な特徴の1つとして原則主義が挙げられる。この原則主義に基づく会計基準 (Principles-Based Standard) のポイントは、Tweedie [2007]によると、次のように捉えられる (Tweedie [2007], p. 7)<sup>5)</sup>。

原則主義に基づく会計基準においては、まず、複雑性を回避するために、適用範囲および会計処理に係る例外は削除されなければならない。また、適用指針は原則の遂行に絶対に必要なものに限定されなければならない。そして、原則が概念フレームワークと結び付きを有し、核となる原則が明確に表明されているとともに、その下位に位置する原則はツリー構造 (tree-like structure) の中で核となる原則と関係していることが必要とされる。原則を通じて、濫用防止規定 (anti-abuse provision) の必要性が除去されることにもなる。さらに、原則主義に基づく会計基準は判断に依存するものであるため、行われた選択とその選択の理論的根拠に関するディスクロージャーが不可欠となる。

このように、「概念フレームワーク」の目的の1つがIFRSによって認められている代替的な会計処理の数を削減するための基礎を提供することである点と、原則主義に基づく会計基準が核となる原則を明示し、適用範囲および会計処理に関する例外を設けないということを志向するものであるという点で、「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準はともに、会計処理の単一化を志向しているといえる。わが国の「財務会計の概念

フレームワーク」において、「概念フレームワークは、会計基準の基礎にある前提や概念を体系化したものであるから、その記述内容はおのずから抽象的にならざるを得ず、個別基準の設定・改廃に際しては、概念フレームワークの内容に関する解釈が必要になる。そのため、概念フレームワークだけでは、個別の会計基準の具体的な内容を直接定めることはできない。」（企業会計基準委員会 [2006], vi頁）と示されているように、原則主義に基づく会計基準の開発においては、原則の選択規準とともに、原則と「概念フレームワーク」とを結び付ける要素が存在することになる。

そこで次に、原則の選択規準に関係する「概念フレームワーク」における要素を取り上げることとする。

## 2 有用な財務情報の質的特性

「概念フレームワーク」では、一般目的財務報告の目的は、現在のおよび潜在的な投資家、融資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することとしている。ただし、このような情報利用者の意思決定に有用な財務情報の提供ということだけでは多くが判断に委ねられ、その判断をどのように行使すべきかに関する指針はほとんど提供されていない。そこで、「有用な財務情報の質的特性」において、その目的を適用するのに必要な判断を行うための最初の手順を示している。すなわち、財務情報が財務報告の目的を満たそうとするならば有しているべき質的特性が識別され、記述されている（IASB [2010b], pars. BC 3.5-3.6）。

「概念フレームワーク」は、有用な財務情報の質的特性を、基本的な質的特性（「目的適合性」と「忠実な表現」）と補強的な質的特性（「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」および「理解可能性」）に区分している。すなわち、財務情報が有用であるべきだとすれば、それは、目的適合的で、かつ、表現しようとしているものを忠実に表現しなければならず、この財務情報の有用性は、それが比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、補強される（IASB [2010b], par. QC 4）とのことである。

このうち、基本的な特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスは、次のとおりである。最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別し、第2に、その現象に関する情報のうち、利用可能で忠実に表現できるとした場合に最も目的適合性の高い種類の情報を識別する。そして、第3に、その情報が利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断する（IASB [2010b], par. QC 18）<sup>6</sup>。

このプロセスに従い原則主義に基づく会計基準の開発を行うならば、有用となる可能性のある経済現象の定義に基づいて、最も目的適合性が高いと判断する規準、あるいは、その測定属性を決定する規準が、核となる原則になると言えよう。そこで、これまでの

IASBにおける基準開発の状況に照らせば、背後にある考え方も含めて、いかに運用するかによって、影響は異なってくると考えられる（秋葉 [2011], 47頁）との指摘を踏まえると、「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準を結び付ける要素を、IFRSを横断的に調査したうえで抽出することが必要であるが<sup>7)</sup>、ここでは、金融商品の分類・測定<sup>8)</sup>、法人所得税（税効果会計）、および、リース会計<sup>9)</sup>の基準開発において導入された「事業モデル（ビジネス・モデル）」という考え方を取り上げることとする<sup>10)</sup>。

### Ⅲ 事業モデル

#### 1 金融資産の分類・測定

IFRS第9号（IFRS9）「金融商品」は、次のことを通じて、金融資産の財務報告を利用者が理解する能力を向上させることを意図したものである（IFRS9, par. BC8）。

- ① IAS第39号（IAS39）「金融商品：認識及び測定」（IASB [2003a]）の数々の区分（それぞれに、資産がどのように分類できるかまたは分類しなければならないかを指示する具体的なルールがある。）を置き換える特定の 방법으로、分類区分の数を削減し、金融資産の測定に関するより明確な論拠を示す。
- ② 公正価値で測定されないすべての金融資産について、IAS39の数々の分類区分に関連する多くの異なる減損方法に代わる単一の減損方法を適用する。
- ③ 金融資産の測定属性を、企業がその金融資産を管理する方法（「事業モデル」）および契約上のキャッシュ・フロー特性と一致させ、これにより、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を利用者が評価するのに目的適合性のある有用な情報を提供する。

このように、IFRS9のポイントの1つは、金融資産の測定属性を、企業がその金融資産を管理する方法（「事業モデル」）および契約上のキャッシュ・フロー特性と一致させている（IFRS9, par. BC9）点にあるといえる。すなわち、公正価値オプションが適用される場合を除き、企業は、次の両方に基づき、金融資産を事後的に償却原価で測定されるものか、公正価値で測定されるものかのいずれかに分類しなければならない（IFRS9, par. 4.1）。

- ① 金融資産の管理に関する企業の事業モデル
- ② 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

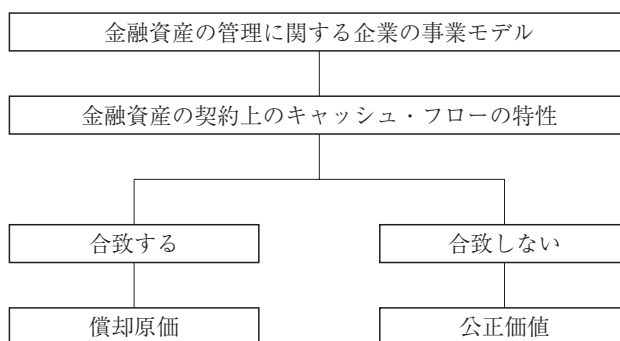
そして、金融資産は、以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定しなければならない（IFRS9, par. 4.2）。償却原価で測定される場合を除き、金融資産は公正価値で測定しなければならない（IFRS9, par. 4.4）。なお、金融資産がこの条件を満たしてい

るかどうかについては、IAS 第24号「関連当事者についての開示」において定義されている企業の経営幹部が決定した事業モデルの目的に基づいて、評価しなければならないこととなっている（IFRS 9, par. B 4.1）。

- ① 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ② 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

事業モデルは、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い全体のレベルで判断しなければならないものであり、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されないものと位置付けられている（IFRS 9, par. B 4.2<sup>11)</sup>）。

【図表 1】 金融資産の分類と測定属性



## 2 法人所得税

IAS 第12号（IAS 12）「法人所得税」（IASB [2010d]）は、繰延税金負債および繰延税金資産の測定について、企業が資産または負債の帳簿価額を回収または決済すると予想している方法から生じる税務上の帰結を反映すべきであるという原則を適用している。すなわち、繰延税金負債または繰延税金資産の算定にあたっては、企業が報告期間の末日時点で、資産および負債の帳簿価額の回収または決済を行おうとしている方法から生じる税務上の帰結を反映しなければならない（IAS 12, par. 51）。具体的には、資産の回収方法（使用・売却）によって適用される税率が異なる場合には、資産を回収しようとしている方法に適用される税率に基づいて繰延税金を測定しなければならない。

投資不動産については、これを賃料の稼得のために賃貸し、その後将来のある時点でキャピタル・ゲインを得るために売却すると予想される。しかし、投資不動産の具体的な処分計画がない場合には、当該投資不動産の帳簿価額のうちどれだけが賃貸収益によるキャッ

シュ・フローで回収され、どれだけが当該資産の売却によるキャッシュ・フローで回収されるのかを見積もることは、困難で主観的なものとなり得る (IAS 12, par. BC 8)。

IAS 第40号 (IAS 40) 「投資不動産」 (IASB [2010c]) の原価モデルで測定される投資不動産については、減価償却のために必要な見積りにより、予想される回収方法が明確になると考えられる。すなわち、資産の帳簿価額は、減価償却可能額の範囲では使用を通じて回収され、残存価額の範囲内では売却を通じて回収されるという一般的な推定が成り立つからである。これに対して、IAS 40 の公正価値モデルで測定される投資不動産について企業の予想される回収方法を決定することは、特に困難で主観的となる (IAS 12, par. BC 9)。

そこで、IAS 12 では、次のように、投資不動産の回収に関する例外措置の設定において「事業モデル」という用語を用いている。すなわち、繰延税金負債または繰延税金資産が、IAS 40 の公正価値モデルで測定されている投資不動産から生じている場合には、当該投資不動産の帳簿価額が売却を通じて回収されるという反証可能な推定が置かれる。したがって、その推定が反証されない限り、その繰延税金負債または繰延税金資産の測定は、当該投資不動産の帳簿価額を、すべて売却を通じて回収することの税務上の帰結を反映しなければならない。この推定が反証されるのは、当該投資不動産が減価償却可能で、それを保有している事業モデルの目的が、当該投資不動産に具現化された経済的便益のほとんどすべてを、売却を通じてではなく、時とともに消費していくことにある場合である (IAS 12, par. 51C)。

IAS 12 では、IFRS 9 ですでに使用されており、個々の資産についての経営者の意図に左右されないという点から事業モデルという考え方が導入されている (IAS 12, par. BC 2.3)。

### 3 リース

#### (1) 使用权モデル

リース会計基準の見直しが進められた背景は、次のとおりである。すなわち、IAS 第17号 (IAS 17) 「リース」 (IASB [2003b]) が、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれかに分類することを要求していることから、リース取引の忠実な表現を提供できておらず、特に、「概念フレームワーク」における資産および負債の定義を満たす権利および義務に関する目的適合性のある情報を除外しているということを契機としている。また、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとを区分する明確な「境界線 (bright-line)」があることにより、比較可能性の欠如と過度の複雑性も生じさせていることがある (IASB [2010a], INTRODUCTION AND INVITATION TO COMMENT, Why are the IASB and the FASB publishing this exposure draft?)。

そこで、2010年に公表された公開草案「リース」(IASB [2010a]) (以下、リース ED と略称。) は、リースを「特定の資産または資産群を使用する権利が、一定期間にわたり、対価と交換に移転される契約」として定義し、新たなアプローチとして、すべてのリース契約をリース期間にわたるリース物件の使用権の取得として取り扱うこと(使用権モデル)を提案していた。

## (2) 借手の会計処理

使用権モデルのもとでは、借手は次を認識する (IASB [2010a], par. BC 5)。

- ① リース期間中に原資産を使用する権利を表す資産(使用権資産)
- ② 原資産を使用する権利と交換にリース料を支払う義務に関する負債(リース料支払債務)
- ③ 使用権資産に係る償却費
- ④ リース料支払債務に関する利息費用

現行の規定ではファイナンス・リースに分類されるリースから生じる資産および負債しか財政状態計算書に反映されないが、使用権モデルの適用により、あらゆるリースで生じる資産および負債が財政状態計算書に反映されるものと考えられている (IASB [2010a], par. BC 6(a))。

## (3) 貸手の会計処理

2009年に公表されたディスカッション・ペーパー「リース—予備的見解」(IASB [2009a]) では、使用権モデルを貸手に適用する場合に考えられる方法として、次の2つの方法が説明されていた。第1のアプローチは、貸手がリース物件(通常は物理的な資産)の一部を借手に移転したものとみなすものであり、第2のアプローチは、リース契約は新たな権利を生み出すものとみなされ、リース物件に係る貸手の権利は不変であるとするものである (IASB [2009a], par. 10.6)。

そして、リース ED では、それぞれの貸手ごとに事業モデルの経済実態に違いがあることから、貸手の会計処理に単一のアプローチを採用することは、すべてのリースについては適切としないと考え (IASB [2010a], par. BC 25)、次のような事業モデル毎の会計処理アプローチが提案されていた (IASB [2010a], par. BC 27)。

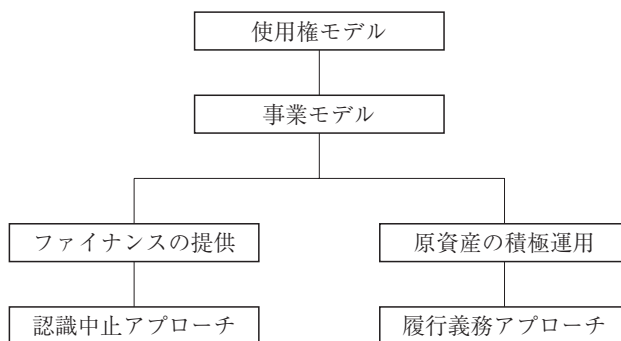
- ① 企業の事業モデルが主にファイナンスの提供である場合、当該事業の利益は利息収益によるものであり、事業に伴う主なリスクは信用リスクであることから、認識中止アプローチが適切となる可能性が高い。
- ② 企業の事業モデルが、原資産をその耐用年数にわたり複数の借手にリースするか、

リースの終了後に当該資産を使用または売却するかして、当該原資産を積極運用することによりリターンを創出することである場合、履行義務アプローチが適切となる可能性が高い。貸手はまた、原資産の使用量または業績に応じた支払いを受領することにより、リース期間中に変動するリターンを生み出す場合もある。そのような事業モデルでは、主なリスクは資産リスクとなる。

換言すれば、貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保している場合には、貸手はそのリースに履行義務アプローチを適用しなければならない。これに対して、貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保していない場合には、貸手はそのリースに認識中止アプローチを適用しなければならない（IASB [2010a], par. 29）。

このように、リース ED は、核となる原則を具体化した使用権モデルの下位に、事業モデルを介して、下位原則として2つのアプローチを設けているものと捉えることができよう<sup>12)</sup>。

【図表2】 リース ED における貸手の会計処理



その後、2011年5月には、使用権モデルのもとで、単一のアプローチを採用するか、リース ED にあるような2つのアプローチを採用するかが議論された（IASB [2011a], pp. 3-4）。そこでは、借手側では、リース契約の範囲は2つの異なる会計モデルを保証するほどの相違はないとされているのに対し、貸手側において、借手と同一のリース契約を異なるものとして捉え、異なる方法で会計処理すべきあるという結論を正当化することは困難であるとされ、貸手についても単一の会計モデルが選好された。すなわち、使用権モデルによる借手側の会計処理との整合性を図るためには、貸手側においてはリース契約を金融取引として会計処理すべきであることが検討された。この場合、借手に原資産の使用を支配する権利を移転した場合には、貸手は、リース契約から生ずる次の2つの権利を有する（IASB [2011c], p. 14）ものとされている。



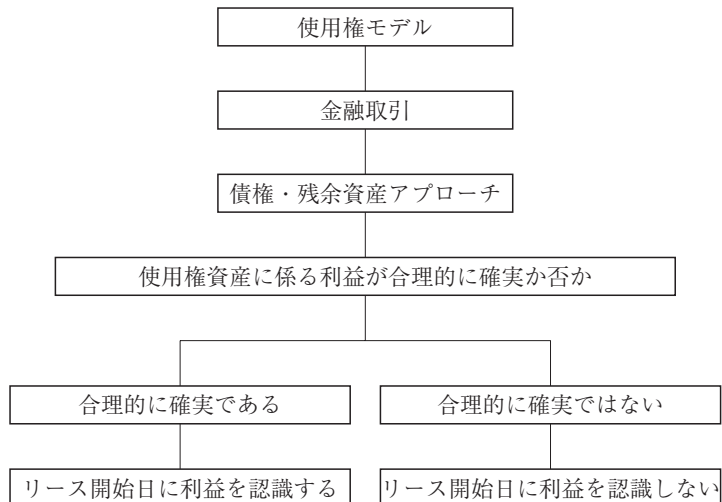
- ① 借手からリース料を受け取る権利（リース債権）
- ② リース期間の終了時に原資産の返還を受ける権利（残余資産）（これには、貸手がリース期間中留保する原資産に対するあらゆる権利を含む。）

そして、2011年7月には、次の債権・残存資産アプローチ（receivable and residual accounting approach）が、暫定的に決定されている（IASB [2011d], p. 2）。

- ① 貸手は、リースの開始日に、リース料受取債権および残存資産を認識する。
- ② 貸手は、リース料受取債権を、貸手が借手に課す利率を用いて割り引いたリース料の現在価値の合計で当初に測定する。
- ③ 借手に移転された使用权に係る利益が合理的に確実である（reasonably assured）場合には、貸手は、残存資産を、原資産の帳簿価額の配分として当初に測定し、これ以後、リース期間にわたり、貸手が借手に課す利率を用いて増額することにより測定する。この結果として、貸手は、リースの開始日に利益の認識を行う。当該利益は、（i）原資産の帳簿価額と、（ii）リース料受取債権と残存資産の当初測定合計額の差額として測定されることになる。

次の3つの条件すべてが満たされるときに、利益は合理的に確実である。すなわち、貸手が、信頼性をもって、（ア）リース契約の要素に関するリース料を決定することができる、（イ）リース開始日において、原資産の公正価値を測定することができる、（ウ）リース期間終了時における原資産の残余価値を見積ることができる。

【図表3】 債権・残余資産アプローチ



- ④ 上記の3条件すべてを満たしていないために、借手に移転された使用权に係る利益が合理的に確実はない場合には、貸手は、残存資産を、原資産の帳簿価額とリース料受取債権の差額として当初測定を行う。これ以後、貸手は、残存資産を、原資産について減価償却していたかのようにして、リース期間の終了時の原資産の帳簿価額に等しい金額まで増額する。この結果として、貸手は、リース開始日に利益を認識せず、リース期間にわたって利益を認識する。
- ⑤ リースの開始日に、リース料受取債権が原資産の帳簿価額よりも大きい場合には（利益が合理的に確実ではないときでも）、貸手は、少なくとも、当該日において、リース料受取債権と原資産の帳簿価額の差額を利益として認識する。

このように、貸手の会計処理を単一化するべく、事業モデルという考え方は採られず、リース開始日に使用权資産に係る利益を認識するために貸手が満たさなければならない識閾として「合理的に確実である」という規準が設定されている<sup>13)</sup>。

#### 4 事業モデルの位置づけ

金融資産の分類・測定においては、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルが有用となる可能性のある経済現象と捉えられ、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性とともに、金融資産の測定属性を決定する規準とも関連性を有しているものとなっている。

また、リース ED では、貸手にとってのリースの経済実態を捉える視点として事業モデルという考え方が導入され、これによって捉えられた2つの異なる経済実態に対応した会計処理アプローチが提案されていた。ここから、貸手の会計処理については、事業モデルによって有用となる可能性のある経済現象が識別され、最も目的適合性の高い情報を提供するために2つのアプローチが提案されていたと整理することができよう。

このように、IFRS9における金融資産の分類・測定と、リース ED における貸手の会計処理からは、事業モデルが「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準とを接合する機能を果たしていたといえるであろう。

ただし、IFRS9では、事業モデルは、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い全体のレベルで金融資産の分類を判断しなければならない規準として位置付けられている。ここから、IFRS9における事業モデルという考え方は、経営者の意図のもとでの保有目的の裁量的な変更に対する防止策あるいは濫用防止規定として捉えることもできる。

また、法人所得税では、公正価値モデルで評価されている投資不動産に係る一時差異の解消は、使用ではなく売却を通じて当該差異が解消されるものと推定する規準として、事

業モデルという考え方が導入されている。ここから、IAS 12 における導入の意図も IFRS 9 と同様の趣旨と言え、推定の強度を高めるためのものと捉えることができる。

そして、リース ED 後の議論において単一の会計モデルの選好される中で、貸手にとってリース契約は金融取引であると識別され、事業モデルという視点は消失してしまったといえる。

これらの点から、事業モデルという考え方は、会計上の分類が測定属性あるいは利益計算に関係している場合に、分類されたカテゴリー間の変更を抑制するものとして導入されたものに過ぎないといえる。すなわち、恣意性や主観性を排除する便法として事業モデルを用いているに過ぎないとも考えられる（秋葉 [2011a, 57頁]）ということが、リース ED 後の議論の内容から裏打ちされたといえる。

#### IV おわりに

本稿は、「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準はともに、単一の会計モデルを志向していると捉え<sup>14)</sup>、このような志向に沿って原則主義に基づく会計基準の開発を行うならば、有用となる可能性のある経済現象の定義に基づいて、最も目的適合性が高いと判断する規準、あるいは、その測定属性を決定する規準が、原則主義において核となる原則になるとの整理を行った。もとより、「概念フレームワーク」は抽象的な内容であるので、会計基準の開発においては、その内容の解釈、あるいは、「概念フレームワーク」と会計基準を関係、接合させる要素があるということが考えられる。

そこで、近年の IFRS の開発にみられた事業モデルという考え方の検討を行った。IFRS 9 における金融資産の分類・測定と、リース ED において貸手の経済実態を2つに捉えて各々の会計処理を規定する2アプローチが提案されていたことから、事業モデルが「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準とを接合する機能を果たし得る可能性があった。しかしながら、リース ED 後の議論の中では事業モデルという考え方は消失しているといえる。このような経緯を踏まえると、事業モデルという考え方は、会計上の分類が測定属性あるいは利益計算に関係している場合に、分類されたカテゴリー間の変更を抑制するものとして導入されたものに過ぎないと言わざるを得ない。

「概念フレームワーク」と原則主義に基づく会計基準とを関係、接合させる可能性のあった事業モデルという考え方の消失は、「概念フレームワーク」と会計基準の開発の関係がピース・ミール化していることを示唆する。ゆえに、会計基準の正当化において、会計基準間の整合性に対して広範な関心が向けられることにもなるのであろう<sup>15)</sup>。

(本稿は、平成23年度科学研究費補助金若手研究B：課題番号22730375による研究成果の一部である。)

#### 注

- 1) International Accounting Standards (IAS: 国際会計基準) を含むものとして IFRS を用いている。
- 2) 平松 [2001, 19-22頁] では、IFRS と日本基準の主な相違点として、演繹的アプローチ (概念フレームワークの重視)、原則主義、資産負債アプローチ、公正価値重視、経済的単一体説、政治的影響を受けやすくなっている、という6つが挙げられている。また、日本銀行金融研究所 [2011, 19頁] では、IFRS の基準横断的な特徴のうち、現行の日本基準との差異が大きいものとして、原則主義、ストック重視、詳細な注記、見積もり要素の多さを挙げることができるとされている。
- 3) 本稿において、2011年1月1日現在で公表されている財務報告に関する概念フレームワーク、国際財務報告基準 (IFRS) に関する趣旨書および IFRS の統合版、ならびに IFRS とともに公表された付属文書および他の関連資料の翻訳については、IFRS 財団編 [2011] を参照している。
- 4) なお、7番目に、IASB の作業に関心を有する人々に、IFRS の形成に対するアプローチに関する情報を提供すること、が挙げられている。
- 5) なお、原則主義に基づく会計基準に関しては、AAAFASC [2003]、Schipper [2003]、杉本 [2009, 275-285頁] も参照されたい。
- 6) なお、目的適合性とトレード・オフの関係に位置付けられていた信頼性に代えて導入された忠実な表現は、目的適合性に対して序列的な位置づけとされている。中島 [2011] を参照されたい。
- 7) 徳賀 [2011] では、国際会計基準および米国会計基準の現在および近未来の会計モデルを具体的な会計基準の内容に基づいて観察したうえで、それを目標仮説 (規範) に照らして評価し、必要であれば新しい会計モデルを探究することが行われている。
- 8) Nobes [2005, pp. 29-30] は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」(IASB [2003a]) は混合測定モデルであり、その基礎にある原則は、資産の分類は経営者の意図に基づくべきであると捉えられるが、経営者の意図というものは「概念フレームワーク」において見出される原則ではないとしている。代替的アプローチとして、すべての金融資産を公正価値で評価することが考えられるとしている。
- 9) Nobes [2005, pp. 27-28] は、IAS 第17号「リース」(IASB [2003b]) における「リースは、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類される」(par. 8) といった規定は、実質優先の原則 (the principle of substance over form) に基づいた漠然とした原則であり、資産および負債の定義がより適当な原則であるとしている。
- 10) 秋葉 [2011a] では、IASB が2005年8月に公表した IFRS 第7号「金融商品：開示」、2006年11月に公表した IFRS 第8号「事業セグメント」、2010年7月に公表した「保険」、2010年12月に公表した公開草案「ヘッジ会計」、2011年1月に公表した公開草案への補足文書「金融商品：減損」にも言及されている。

- 11) しかし、単一の企業が金融商品の管理に関して複数の事業モデルを有していることもある。したがって、分類を報告企業レベルで判断する必要はない。例えば、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために管理している投資ポートフォリオと、トレーディングで公正価値変動を実現させるために管理している別の投資ポートフォリオとを有しているかもしれない(IFRS 9, par. B4.2)。
- 12) なお、リース ED に対しては、リースは金融取引であるという基本原則に即したものとしようとして企図されているが、局所的な (local) 修正にとどまっており、他のすべてのルール、特に、未履行契約や収益認識、連結、財務諸表の表示との整合性が図られた包括的な (global) 修正とはなっていない (AAAFASC [2011], pp. 19-20) との指摘がある。
- 13) ただし、IASB/FASB [2011c, pp. 18-25] では、貸手が金融機関である場合と製造業者/ディーラーである場合の会計処理が示されている。
- 14) 1つ経済現象を複数の方法で忠実に表現することができるとしても、同じ経済現象について代替的な会計処理方法を認めることは、比較可能性を低下させる (IASB [2010b], par. QC 25) とあるように、忠実な表現は1つに限らない。なお、比較可能性は画一性を意味するのではなく、情報が比較可能となるためには、同様のものは同様に見え、異なるものは異なるように見なければならぬ (IASB [2010b], par. QC 23)。
- 15) AAAFASC [2011, p. 20] を参照されたい。

#### 参 考 文 献

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAAFASC) [2003], "Evaluating Concepts-Based vs. Rules-Based Approaches to Standard Setting," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, March 2003, pp. 73-89.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAAFASC) [2009], "Alternative Conceptual Frameworks for Financial Reporting," *Social Science Research Network* (<http://www.ssrn.com/>), July 2009.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAAFASC) [2010], "A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model," *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 3, September 2010, pp. 471-485.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAAFASC) [2011], "Conceptual Issues in Financial Reporting," *Social Science Research Network* (<http://www.ssrn.com/>), May 2011.
- FASB [2004], "On the Road to an Objectives-Oriented Accounting System," *The FASB Report*, August 31, 2004.
- IASB [2003a], *IAS No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, April 2001.
- IASB [2003b], *IAS No. 17, Lease*, December 2003.
- IASB [2009a], *Discussion Paper, Leases—Preliminary Views*, March 2009.
- IASB [2009b], *IFRS No. 9, Financial Instruments*, November 2009.
- IASB [2010a], *Exposure Draft, Lease*, August 2010.
- IASB [2010b], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, September 2010.

- IASB [2010c], *IAS No. 40, Investment Property*, October 2010.
- IASB [2010d], *IAS No. 12, Income Taxes*, December 2010.
- IASB [2011a], *IASB UPDATE*, May 2011.
- IASB [2011b], *IASB UPDATE*, July 2011.
- IASB/FASB [2011c], *Staff Paper, IASB/FASB Meeting Week Commencing July 18 2011*, IASB (<http://www.ifrs.org/Meetings/IASB+Meeting+July+2011.htm>), 2011.
- IASB/FASB [2011d], *Staff Paper, IASB/FASB Meeting Week Commencing October 17 2011*, IASB (<http://www.ifrs.org/Meetings/IASB+FASB+Meeting+October+2011.htm>), 2011.
- IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構監訳 [2011], 『2011 IFRS 国際財務報告基準』中央経済社。
- Nobes, Christopher W. [2005], “Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting,” *Accounting Horizons*, Vol. 19, No. 1, March 2005, pp. 25-34.
- Schipper, Katherine [2003], “Principles-Based Accounting Standards,” *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, March 2003, pp. 61-72.
- Sunder, Shyam [2009], “IFRS and the Accounting Consensus,” *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 1, March 2009, pp. 101-111.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales Financial Reporting Faculty [2010], *Business Models in Accounting: The Theory of The Firms and Financial Reporting*, ICAEW.
- Tweedie, David [2007], “Can Global Standards Be Principle Based?,” *The Journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol. 2, Issue. 1, 2007, pp. 3-8.
- 秋葉賢一 [2011a], 「IFRS とビジネス・モデル」『週刊経営財務』第3012号, 2011年4月, 54-57頁。
- 秋葉賢一 [2011b], 『エッセンシャルズ IFRS』中央経済社。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006], 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- 斎藤静樹 [2011], 「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』第30巻第3号, 2011年8月, 1-17頁。
- 杉本徳栄 [2009], 『アメリカ SEC の会計政策』中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2011], 「会計基準における混合会計モデルの検討」, IMES Discussion Paper Series No. 2011-J-19, 日本銀行金融研究所, 2011年11月。
- 中島稔哲 [2011], 「有用な財務情報の質的特性と会計基準の開発」『ビジネス&アカウンティングレビュー』第7号, 2011年3月, 63-75頁。
- 日本銀行金融研究所 [2011], 「ワークショップ「国際財務報告基準 (IFRS) と企業行動: IFRS アドプションのインパクト」の様相」『金融研究』第30巻第1号, 2011年1月, 1-74頁。
- 平松一夫監修 [2011], 『IFRS 国際会計基準の基礎』中央経済社。
- 福井義高 [2011], 「会計研究の基礎概念」, 斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』中央経済社, 473-517頁。